

4. 議案第 200 号 福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案（概要）

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案の概要

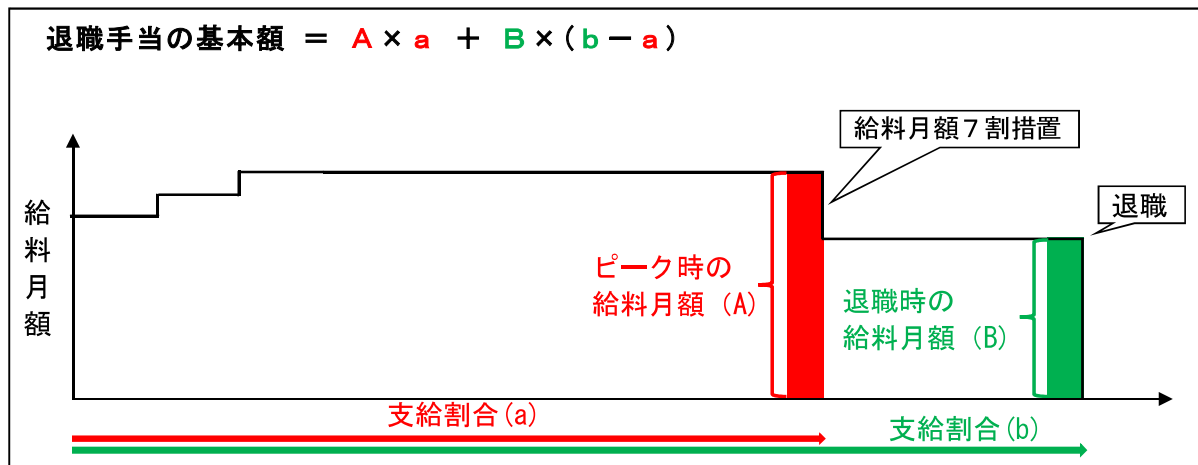
第 1 改正の理由

本市職員の定年の引上げに伴い、60歳を超えて退職した職員が、給料月額の変動改定以外の理由により給料を減額されたことがある場合における退職手当の算定の特例を定める必要がある。

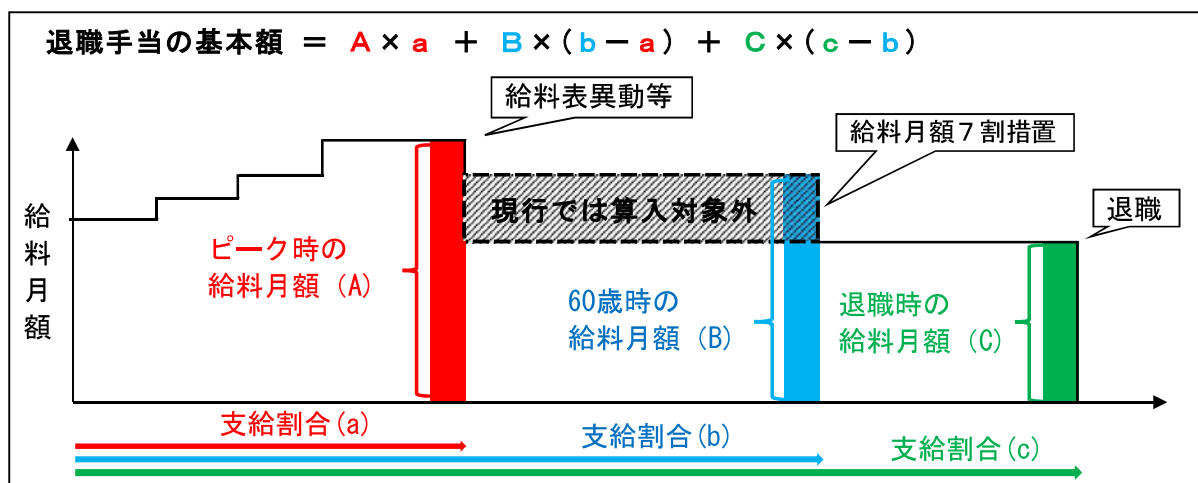
第 2 改正の内容（附則）

いわゆる「退職手当のピーク時特例」において、定年年齢の引上げに伴い、一部職員が不利益を受けることがないように所要の改正を行うもの。

【図 1】改正前のイメージ



【図 2】改正後のイメージ



第 3 施行期日（附則）

公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
第 1 条～第25条 (略) 附則 1～3 (略) 4 当分の間、35年以下(第3条第1項の規定に該当する退職をした者にあつては、42年以下)の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第7条まで及び附則第37項から<u>附則第45項</u>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。 5～7 (略) 8 当分の間、公務上の死亡により退職した者又は勤続期間1年以上で公務外の死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、第9条から第9条の3までの規定にかかわらず、第4条から第7条まで及び第9条の5並びに附則第4項及び第5項の規定により計算した額(その額が第9条から第9条の3までの規定により計算した額を超えるときは、その計算した額)に退職日給料月額^{の4月分の額}(以下「死亡加算額」という。)を加算した額とし、勤続期間1年未満で公務外の死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額の3月分の額とする。 9～39 (略) 40 福岡市職員の給与に関する条例附則第 10 項の規定による職員の給料月額^{の改定は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。}	第 1 条～第25条 (略) 附則 1～3 (略) 4 当分の間、35年以下(第3条第1項の規定に該当する退職をした者にあつては、42年以下)の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第7条まで及び附則第37項から<u>附則第48項</u>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。 5～7 (略) 8 当分の間、公務上の死亡により退職した者又は勤続期間1年以上で公務外の死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、第9条から第9条の3まで<u>並びに附則第49項及び附則第50項</u>の規定にかかわらず、第4条から第7条まで及び第9条の5並びに附則第4項及び<u>附則第5項</u>の規定により計算した額(その額が第9条から第9条の3まで<u>並びに附則第49項及び附則第50項</u>の規定により計算した額を超えるときは、その計算した額)に退職日給料月額^{の4月分の額}(以下「死亡加算額」という。)を加算した額とし、勤続期間1年未満で公務外の死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額の3月分の額とする。 9～39 (略) 40 福岡市職員の給与に関する条例附則第10項及び<u>福岡市立学校職員の給与に関する条例附則第5項</u>の規定による職員の給料月額^{の改定(附則第46項において「給料月額7割措置」という。)}は、第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

現 行	改 正 案
41～45 （略）	41～45 （略） 46 <u>当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第5条の2第1項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この項から附則第50項までにおいて「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項から附則第50項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</u> <u>(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u> <u>(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u> <u>ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合</u>

現 行	改 正 案						
	<u>の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合</u> <u>イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合</u> <u>(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u> <u>ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</u> <u>イ 前号アに掲げる割合</u> <u>47 第6条の適用を受けることとなる者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u> <table><tr><td><u>附 則</u> <u>第 46</u> <u>項 第</u> <u>1 号</u></td><td><u>及び特</u> <u>別特定</u> <u>減額前</u> <u>給料月</u> <u>額</u></td><td><u>並びに特別特定減額</u> <u>前給料月額及び特別</u> <u>特定減額前給料月額</u> <u>に定年と退職の日の</u> <u>属する年度の末日に</u> <u>おけるその者の年齢</u> <u>との差に相当する年</u> <u>数1年につき100分の</u> <u>3(当該年数が1年で</u> <u>ある職員にあって</u> <u>は、100分の2)を乗じ</u> <u>て得た額の合計額</u></td></tr><tr><td><u>附 則</u> <u>第 46</u> <u>項 第</u> <u>2 号</u></td><td><u>7割措</u> <u>置前給</u> <u>料月額</u> <u>に、</u></td><td><u>7割措置前給料月額</u> <u>及び7割措置前給料</u> <u>月額に定年と退職の</u> <u>日の属する年度の末</u> <u>日におけるその者の</u> <u>年齢との差に相当す</u> <u>る年数1年につき100</u> <u>分の3(当該年数が1</u> <u>年である職員にあっ</u></td></tr></table>	<u>附 則</u> <u>第 46</u> <u>項 第</u> <u>1 号</u>	<u>及び特</u> <u>別特定</u> <u>減額前</u> <u>給料月</u> <u>額</u>	<u>並びに特別特定減額</u> <u>前給料月額及び特別</u> <u>特定減額前給料月額</u> <u>に定年と退職の日の</u> <u>属する年度の末日に</u> <u>おけるその者の年齢</u> <u>との差に相当する年</u> <u>数1年につき100分の</u> <u>3(当該年数が1年で</u> <u>ある職員にあって</u> <u>は、100分の2)を乗じ</u> <u>て得た額の合計額</u>	<u>附 則</u> <u>第 46</u> <u>項 第</u> <u>2 号</u>	<u>7割措</u> <u>置前給</u> <u>料月額</u> <u>に、</u>	<u>7割措置前給料月額</u> <u>及び7割措置前給料</u> <u>月額に定年と退職の</u> <u>日の属する年度の末</u> <u>日におけるその者の</u> <u>年齢との差に相当す</u> <u>る年数1年につき100</u> <u>分の3(当該年数が1</u> <u>年である職員にあっ</u>
<u>附 則</u> <u>第 46</u> <u>項 第</u> <u>1 号</u>	<u>及び特</u> <u>別特定</u> <u>減額前</u> <u>給料月</u> <u>額</u>	<u>並びに特別特定減額</u> <u>前給料月額及び特別</u> <u>特定減額前給料月額</u> <u>に定年と退職の日の</u> <u>属する年度の末日に</u> <u>おけるその者の年齢</u> <u>との差に相当する年</u> <u>数1年につき100分の</u> <u>3(当該年数が1年で</u> <u>ある職員にあって</u> <u>は、100分の2)を乗じ</u> <u>て得た額の合計額</u>					
<u>附 則</u> <u>第 46</u> <u>項 第</u> <u>2 号</u>	<u>7割措</u> <u>置前給</u> <u>料月額</u> <u>に、</u>	<u>7割措置前給料月額</u> <u>及び7割措置前給料</u> <u>月額に定年と退職の</u> <u>日の属する年度の末</u> <u>日におけるその者の</u> <u>年齢との差に相当す</u> <u>る年数1年につき100</u> <u>分の3(当該年数が1</u> <u>年である職員にあっ</u>					

現 行		改 正 案	
			ては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
	附 則 第 46 項 第 2 号 イ	前号に 掲げる 額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
	附 則 第 46 項 第 3 号	退職日 給料月 額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(当該年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
	48 第7条の適用を受けることとなる者に対する附則第46項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
	附 則 第 46 項 第	及び特 別特定 減額前	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額

現 行	改 正 案		
	1 号	給料月額	に100分の10(特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3)を乗じて得た額の合計額
	附 則 第 46 項 第 2 号	7 割措置前給料月額に、	7 割措置前給料月額及び7 割措置前給料月額に100分の10(特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3)を乗じて得た額の合計額に、
	附 則 第 46 項 第 2 号 イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
	附 則 第 46	退職日給料月	退職日給料月額及び退職日給料月額に

現 行	改 正 案		
	項 第 3 号	額に、	100分の10(特例期間 に退職した職員にあ っては、定年と退職 の日の属する年度の 末日におけるその者 の年齢との差に相当 する年数1年につき 100分の3)を乗じて 得た額の合計額に、
	49 附則第46項の規定により計算した退職手 当の基本額が、次の各号に掲げる同項第2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に 定める額を超えるときは、同項の規定にか かわらず、当該各号に定める額をその者の 退職手当の基本額とする。 (1) 60以上 特別特定減額前給料月額に 60を乗じて得た額 (2) 60未満 次のア又はイに掲げる附則 第46項第2号アに掲げる割合の区分に 応じ当該ア又はイに定める額 ア 60以上 特別特定減額前給料月額 に附則第46項第2号イに掲げる割合 を乗じて得た額及び7割措置前給料 月額に60から当該割合を控除した割 合を乗じて得た額の合計額 イ 60未満 特別特定減額前給料月額 に附則第46項第2号イに掲げる割合 を乗じて得た額、7割措置前給料月額 に同号アに掲げる割合から同号イに 掲げる割合を控除した割合を乗じて 得た額及び退職日給料月額に60から 同号アに掲げる割合を控除した割合 を乗じて得た額の合計額 50 附則第47項及び附則第48項に規定する者 に対する前項の規定の適用については、次 の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句に読み替えるものとする。		

現 行	改 正 案		
	<u>附 則 第 49 項</u>	<u>附則第 46項の</u>	<u>附則第47項又は前項 の規定により読み替 えて適用する附則第 46項の</u>
		<u>同項第 2号イ</u>	<u>附則第47項又は前項 の規定により読み替 えて適用する附則第 46項第2号イ</u>
		<u>同項の</u>	<u>附則第 47 項又は前項 の規定により読み替 えて適用する附則第 46 項の</u>
	<u>附 則 第 49 項 第 1 号</u>	<u>特別特 定減額 前給料 月額</u>	<u>特別特定減額前給料 月額及び特別特定減 額前給料月額に附則 第47項又は前項の規 定により読み替えて 適用する附則第46項 第1号において特別 特定減額前給料月額 に乘じることとされ ている割合を乗じて 得た額の合計額</u>
	<u>附 則 第 49 項 第 2 号 ア</u>	<u>特別特 定減額 前給料 月額</u>	<u>特別特定減額前給料 月額及び特別特定減 額前給料月額に附則 第47項又は前項の規 定により読み替えて 適用する附則第46項 第1号において特別 特定減額前給料月額 に乘じることとされ ている割合を乗じて 得た額の合計額</u>
		<u>附則第 46項第 2号イ</u>	<u>附則第47項又は前項 の規定により読み替 えて適用する附則第 46項第2号イ</u>
		<u>及び 7</u>	<u>並びに 7 割措置前給</u>

現 行	改 正 案		
		割措置 前給料 月額	料月額及び7割措置 前給料月額に附則第 47項又は前項の規定 により読み替えて適 用する附則第46項第 2号において7割措 置前給料月額に乘じ ることとされている 割合を乗じて得た額 の合計額
		当該割 合	当該附則第47項又は 前項の規定により読 み替えて適用する同 号イに掲げる割合
	附 則 第 49 項 第 2 号 イ	特別特 定減額 前給料 月額	特別特定減額前給料 月額及び特別特定減 額前給料月額に附則 第47項又は前項の規 定により読み替えて 適用する附則第46項 第1号において特別 特定減額前給料月額 に乘じることとされ ている割合を乗じて 得た額の合計額
		附則第 46項第 2号イ	附則第47項又は前項 の規定により読み替 えて適用する附則第 46項第2号イ
		7割措 置前給 料月額	7割措置前給料月額 及び7割措置前給料 月額に附則第47項又 は前項の規定により 読み替えて適用する 附則第46項第2号に おいて7割措置前給 料月額に乘じること とされている割合を 乗じて得た額の合計

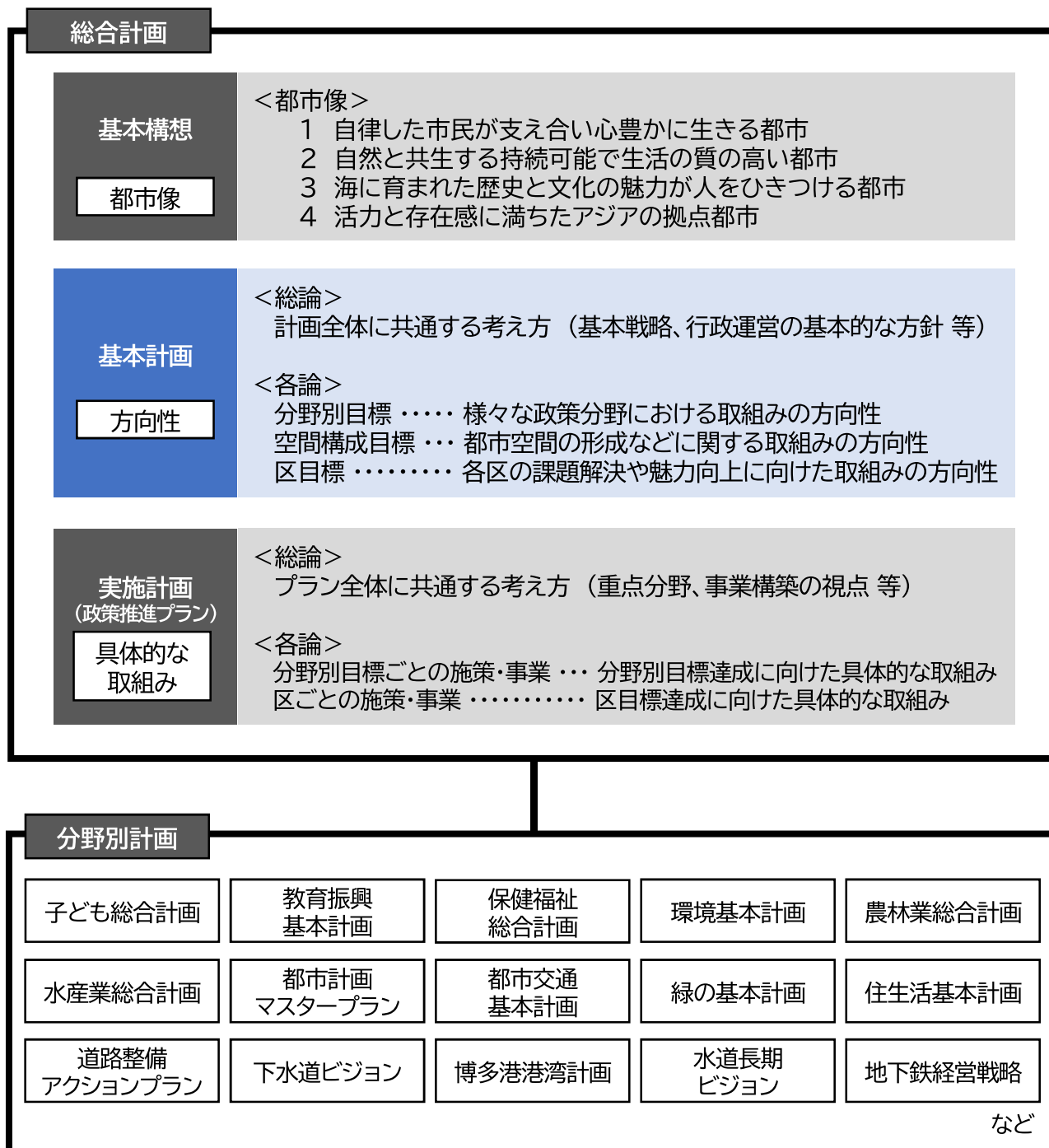
現 行	改 正 案		
			額
	<u>同号イ</u>		<u>附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する同号イ</u>
	<u>及び退職日給料月額</u>		<u>並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第3号において退職日給料月額に乘じることとされている割合を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>60から同号ア</u>		<u>60から同項第2号ア</u>

5. 議案第254号 第10次福岡市基本計画について

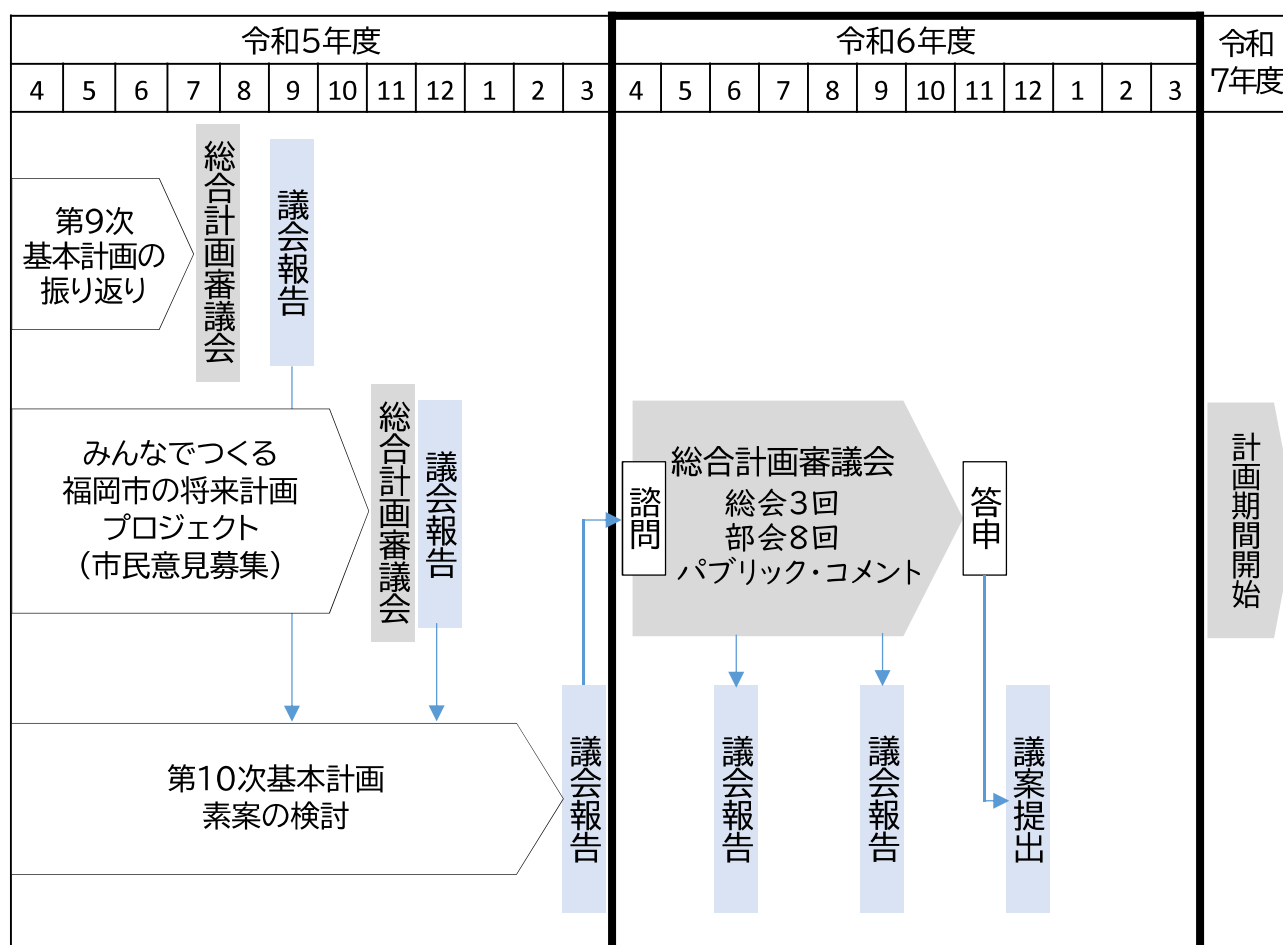
(1) 概要

福岡市基本構想に基づき、行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるため、新たに第10次福岡市基本計画を策定することに関し、福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第3条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

(2) 計画の位置づけ



(3) 策定の経緯



(4) 計画期間(目標年次)

2025年度(令和7年度)から2034年度(令和16年度)までの10年間

(5) 都市経営の基本戦略

- ① 生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を創り出す
- ② 多様な人材が育ち、集い、チャレンジできる環境をつくる
- ③ 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

(6) 計画推進にあたっての基本的な考え方

- ① 行政運営の基本的な方針
 - ア 多様な主体との共創・共働
 - イ 持続可能な行財政運営
 - ウ 時代に合った柔軟で果敢にチャレンジする組織づくり
 - エ 最先端技術の活用の推進
 - オ 広域的な連携の推進
- ② 計画の着実な推進

(7) 分野別目標

8つの分野別目標について、めざす姿、市民意識、現状と課題、施策を示すもの。

分野別目標	施策
①一人ひとりが 心豊かに暮らし、 自分らしく輝いている	1-1 多様な市民が輝くユニバーサル都市・福岡の推進 1-2 一人ひとりが健やかで心豊かに暮らせる社会づくり 1-3 すべての人が安心して暮らせる福祉の充実
②すべての子ども・若者が 夢を描きながら健やかに 成長している	2-1 社会全体で子どもを見守り、子どもを望む人が安心して生み育てられる環境づくり 2-2 困難を抱える子どもや若者を支え、誰もが健やかに成長できる社会づくり 2-3 自ら学び続け、他者を尊重し、協働できる子どもの育成 2-4 将来に夢や希望を抱き、意欲と志を持ってチャレンジする人材の育成
③地域の人々がつながり、 支え合い、安全・安心に 暮らしている	3-1 つながりと支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化 3-2 生活の利便性が確保された地域のまちづくり 3-3 安全で快適な生活基盤の整備と災害に強いまちづくり 3-4 日常生活における安全・安心の確保と地域福祉の推進
④人と自然が共生し、 身近に潤いと安らぎが 感じられる	4-1 都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり 4-2 花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくり 4-3 持続可能で未来につながる脱炭素社会の実現 4-4 循環経済の確立に向けた資源循環等の推進
⑤磨かれた魅力に 人々が集い、 活力に満ちている	5-1 観光資源の磨き上げと戦略的なプロモーションの推進 5-2 博多・福岡の歴史・文化を生かした観光振興 5-3 交流がビジネスを生むMICEの受入環境の形成 5-4 人々を魅了するエンターテインメント都市づくり
⑥都市機能が充実し、 多くの人や企業から 選ばれている	6-1 都市活力を牽引する都心部の機能強化と魅力向上 6-2 様々な都市機能が集積した魅力・活力創造拠点づくり 6-3 公共交通を主軸とした持続可能な総合交通体系の構築 6-4 成長分野の企業や本社機能の立地の促進
⑦チャレンジ精神と新たな 価値の創造により、地域 経済が活性化している	7-1 地場中小企業の競争力強化などによる地域経済の活性化 7-2 農林水産業とその関連ビジネスの振興 7-3 新たな価値の創造とスタートアップ都市づくり 7-4 産学官民が連携した知識創造型産業などの振興
⑧アジアのモデル都市と して世界とつながり、 国際的な存在感がある	8-1 成長を牽引する物流・人流のゲートウェイづくり 8-2 国際的なビジネス交流の促進とグローバル人材にも住みやすいまちづくり 8-3 国際貢献・国際協力の推進と国際会議の誘致

(8) 空間構成目標

市民生活や都市活動の場となる都市空間の形成等について、現状と課題、めざす姿（都心部、地域の拠点、日常生活圏、魅力・活力創造拠点、農山漁村地域、交通ネットワーク）、取組みの方向性（土地利用、交通体系）を示すもの。

(9) 区のまちづくりの目標

各区の課題解決や魅力向上に向けて、各区の特徴と課題、まちづくりの目標と取組みの方向性を示すもの。